

# カリフォルニア州での電気事業の動向

## —PG&E と SCE の再建策—

丸 山 真 弘

### 1. はじめに

カリフォルニア州では、2000年夏から2001年春にかけて、卸売電力価格の高騰から、Pacific Gas & Electric (PG&E) と、Southern California Edison (SCE) が経営危機に陥り、州がこれら二社の電力調達を肩代わりするという「電力危機」が発生した。しかし、2001年夏には、省エネの動きや、気温がそれほど上がらなかったこともあり、卸売電力価格の水準は落ち着いてきた。

このような状況の中、電力危機からの脱出に向けた動きが、2001年9月末から10月はじめにかけて相次いだ。具体的には、PG&E による再建策の発表（9月20日）、カリフォルニア州公益事業委員会（CPUC）による新規のダイレクトアクセス（新規参入者からの電力購入）契約締結の一時停止と、州水資源局（Dept. of Water Resources: DWR）による債券発行計画の不承認（9月20日）、そして、SCE の再建策に関する SCE と CPUC の合意（10月2日）の四つである。

本稿では、この中から、PG&E と SCE の再建策について概観する。

### 2. PG&E の再建策

PG&E は、2001年4月6日に連邦破産裁判所に対して破産法第11章の適用を申請した。この手続は、日本では民事再生法や会社更生法の手続に相当するものであり、申請者は、再建策を策定し、提出することが認められている。PG&E は、2001年9月20日に破産裁判所に対

して再建策を提出した<sup>1)</sup>。

#### 2.1 PG&E 再建策の内容

【PG&E の再編】PG&E は、水力と原子力の発電、送電、ガスの輸送・貯蔵の三事業を分社化し、親会社である PG&E Corp. の傘下に移す。これにより PG&E は、電力とガスの配給と小売供給のみを行う会社となる。

【PG&E のスピンオフ】PG&E Corp. は、PG&E の再編実施後直ちに、自社の持つ PG&E の全普通株式を自社の株主に対して割り当てる（スピンオフ）。この結果、PG&E と PG&E Corp. の間の資本関係はなくなる。

【債務の支払い】PG&E の債務は全額支払われる。原則として10万ドル未満の債務は全額が現金で支払われるが、それ以上の債務については、60% を現金で支払い、残りは再編後の PG&E と分社化した三事業会社の発行する長期社債に振り替えられる。およそ130億ドルの PG&E の債務のうち、現金で返済されるのは約90億ドルとなるが、手持ち資金で不足する現金は、PG&E と三事業会社が社債を発行して調達する。

発電、送電、ガスの輸送・貯蔵の各事業を PG&E から切り離すという再編が実施される目的の一つは、債務の返済に必要な資金を調達することにある。PG&E は州の公益事業法の規制を受けているので、借り入れ可能な債務の総額が原則として純資産額の一定割合に制限されている（816条以下、特に823条）。一方、切り離された三事業はこの規制を受けないので、より多額の借り入れ（社債の発行）が可能とな

る。また、PG&E は、分離後の発電会社から、今後 12 年間電力を購入する契約を締結する。これも、PG&E が電力を安定的に確保するという目的の他に、発電会社が発行した社債の返済原資を確保するという目的がある。

【規制当局との関係】発電、送電、ガスの輸送・貯蔵の三事業が PG&E から切り離されたことで、発電とガスの輸送・貯蔵の事業の規制主体はそれまでの CPUC から連邦エネルギー委員会（FERC）に変わる。これは、料金規制が従来 of 原価主義（コストベース）から市場価格ベースに変わることを意味する。

CPUC や消費者団体は、再建策の真の目的はこれらの事業を CPUC の規制から外すことにあると批判している。これに対し PG&E は、発電事業については、小売自由化の移行期間が終了する 2002 年 4 月には規制主体が FERC に移ることは元々決まっていたことであるし、ガスの輸送・貯蔵について CPUC の規制を受けていたのは任意に過ぎず、他の州では既に FERC の規制下に入っていると主張している。

【今後の手続き】今後、再建策が実施されるまでには、以下のような手続が必要となる。

まず、破産裁判所によって開示説明書の発行が承認される必要がある。開示説明書は、債権者に再建策の賛否を問う投票を依頼する際、説明用の資料として交付される。次に、各債権区分毎に、債権者の投票が実施される。

これと並行して、規制当局からの承認を得るための申請も行われる。具体的には、FERC、証券取引委員会（SEC）、原子力規制委員会（NRC）などの承認が求められている。一方 PG&E は、連邦法である破産法は州法の規定よりも優先するとして、CPUC の承認を受ける必要はないとしている。

最後に、再建策自体について、破産裁判所の承認を得なければならない。PG&E は、この承認を 2002 年末までに受け、2003 年 1 月から

新体制を発足させたいとしている。

## 2.2 PG&E 再建策への意見

債権者委員会は、既に再建策について同意の意向を示している。これは PG&E の債務が全額返済される方針が示されていることによるものである。

一方、CPUC や消費者団体は、再建策に反対している。反対意見としては、以下のようなものがある。

【規制の回避】一つ目は、再建策が実施され、発電事業が CPUC の規制からはずれると、市場ベースの料金が適用されるようになり、最終的には小売価格の上昇につながるという主張である。再建策では、卸電力価格のコスト上昇を適切に小売価格に転嫁できる制度を求めていることも、この主張の背景にある。

また CPUC は、発電事業などの売却が正当であるかは、それが公共の利益に合致するかという観点から判断されるべきであり、そのような判断は、債権者の利害のみを考慮する破産裁判所ではなく、CPUC に与えられるべきであるとしている。

【州法との抵触】二つ目は、再建策は州法の規定を無視しているというものである。具体的には、PG&E から発電事業を切り離すことが、電力会社が所有している発電所の売却を 2006 年まで禁止する法律（AB6X）に抵触するという主張である。PG&E は、再建策で行われているのは一企業グループ内での資産の移動に過ぎず、AB6X で禁止されている売却には含まれないとした上で、再建策を作る上で、現在の州法と全く抵触しない案を作ること自体できないし、安定的な電力の供給を確保するという AB6X の立法趣旨を達成するためには、12 年間の長期契約による電力の購入という、再建策が採用した方法で十分であると主張している<sup>2)</sup>。

【再編に伴う利益の配分】三つ目は、PG&E

による発電、送電、ガスの輸送・貯蔵の三事業の切り離しの対価であるそれぞれの債務負担額が、各事業の資産と比べるとそれほど大きくない上に、切り離しによる利益が需要家には全く与えられていないという点である。これに対して PG&E は、この主張の背景には、需要家が事業用資産の所有者である、ないしは需要家は株主と事業用資産を共有しているという考えがあるが、その考え自体間違っているとした上で、再建策では安定かつ安価な電力を供給するという点で需要家にとっては得になりこそすれ、損にはならないと主張している。

しかし、この点については、これまで規制当局は事業用資産に対する需要家の法的な所有権を認めてきたわけではないものの、原価主義の下にあった事実を考慮して、資産の売却の際には、その利益を需要家に対して厚く分配してきたという事例が指摘されている<sup>[3]</sup>。

破産裁判所で10月9日に開示説明書の承認に関する予備審理が行われた。この時、担当の Dennis Montali 判事は、これらの点、特に州の手続きへの関与に関する明確な方針を示さなかった<sup>[4]</sup>。しかし、Montali 判事は、会計制度の変更に関する CPUC の決定を覆すことを求めた PG&E の主張を退ける決定を2001年6月に下している。このことから消費者団体は、Montali 判事は、破産法上 CPUC の関与を認める必要はなくても、CPUC の判断を無視することはないと考えている。

### 3. SCE の再建策

SCE と CPUC は、2001年10月2日に SCE の再建策について合意に達したと発表した<sup>[5]</sup>。これは、SCE が2000年11月に CPUC を相手取って連邦裁判所に提訴した訴訟の和解条件という形をとっており、10月5日には連邦裁判所で和解が承認された<sup>[6]</sup>。

#### 3.1 SCE 再建策の内容

【配当の停止】株主への配当は2003年まで停止される。これによって得られる12億ドル（年4億ドルの3年分）が債務の返済にあてられる。

【発電事業者からの返金】SCE は、発電事業者に対して行われている、正当かつ合理的な範囲を超えた卸電力価格の払い戻しに関する訴訟や行政手続に協力する。また、返金された分については、全額を債務の返済にあてる。債務の返済が終了した後の返金は、90%を需要家に還元する。

【電気料金の凍結】CPUC は、2001年5月に行った電気料金の一時的な値上げ（約42%）を2003年末まで継続する。SCE は、これと卸電力価格の差額分を債務返済にあてる。但し、債務が証券化されたり、DWR に対する支払額が減額された場合は、それに対応して料金の値下げが実施される。また、2003年末までに債務が完済していなくても、SCE は2004年ないし2005年には、それを理由に料金引き上げを申請できない。

SCE の負っているおよそ63億ドルの債務のうち、この合意により需要家が負担するのはおよそ33億ドルと試算されている。

【SCE に認められた支出】SCE は、余剰の資金を全て債務の返済にあてなければならない。ただし、省エネその他の目的のために年1億5千万ドルを、設備の充実のために年9億ドルまでを使うことは認められる。

【再建策合意の背景】この合意は、CPUC の規制を残しつつ SCE の再建を図ろうとするものであり、PG&E の再建策に強い影響を受けている。

CPUC としては、PG&E の再建策によって発電事業に対する規制権限を失うだけでなく、このままでは、再建策の承認に関する手続にも関与できないおそれがあった。このため、規制

を維持しながらでも再建はできることを破産裁判所に示すことで、手続への関与を認めさせることを考えていた<sup>[7]</sup>。

一方 SCE も、送電線を簿価のおよそ 2 倍で州に売却するという、一種の公的資金を導入する形での再建策が州政府との間でまとまっていたものの、議会の反対で実施に必要な法律が成立されず、棚上げの状態になっており、一部の大口債権者からは SCE も破産法第 11 章の手続で処理をされるべきだという意見が示されるようになってきた。SCE は、第三者の申請により倒産に追い込まれることは回避したいと考えていたが、PG&E が債務を 100% 返済する再建策を提出したことで、債権者の圧力が一層高まることが予想された。

### 3.2 SCE 再建策への意見

州知事は、対応策がまとまったことを歓迎している。一方、需要家団体は、この再建策にも反対している<sup>[8]</sup>。

【密室での決定】第一の主張は、今回の合意には透明性が全くないという点である。特に、料金に関する CPUC の決定は、本来は公聴会を開催した上で決定しなければならないのに、今回はそのような手続が全くとられていないことを問題としている。また、SCE の再建策については、選挙によって選ばれた議員たちが議会の場で否決したのにもかかわらず、選挙によって選ばれたわけではない CPUC の委員が再建策を認めてしまうのはおかしいとの主張もされている。

これに対して CPUC は、合意が事前に漏れると、破産法第 11 章の申請をされるおそれがあったため、秘密にしていたと主張している。

【需要家の負担増】次に問題となっているのは、議会で否決された再建策では需要家の負担はたかだか 29 億ドルであったのに対し、今回の再建策では、需要家はおおよそ 33 億ドルも負担す

ることになっているという点である。これに関しては、発電事業者からの返金は、本来需要家に還元されるべきであることを考慮すれば、需要家の負担はさらにふくらむことになるとの指摘もある。

【裁判所への違法な権限移譲】最後の点は、再建策が、裁判の和解条件という形をとっているため、CPUC は事実上 2005 年まで、連邦裁判所に SCE に対する規制権限を譲り渡してしまっていることになるというものである。これは、CPUC に公益事業者の規制権限を付与した州憲法に違反することになると主張されている。

これとは別に、大口債権者である発電事業者も再建策に対して不満を持っている。SCE は、これらの事業者の持つ債権の一部は、正当かつ合理的な範囲を超えた卸電力価格により生じた債権であるとして、その減額を求めてくるのではないかと警戒している。一部の発電事業者は、場合によっては破産法第 11 章の適用申請も辞さないとの構えをみせている。

## 4. まとめ

本稿では、カリフォルニア州の二大電力会社である PG&E と SCE が発表した、経営危機脱却のための再建策について概観した。どちらも、早期に会社の財務を健全化し、州が電力の購入を肩代わりしているという状況から早期に脱却することをねらいとしているが、規制当局との関わり方については、大きな差が見られる。この違いは、両者の持つ企業文化の違いによるという説明もある<sup>[9]</sup>。再建の進行については、今後も注視していく必要がある。

また、今回触れることのできなかつた CPUC による決定にも、様々な論点が含まれている。新規のダイレクトアクセス契約の締結を一時停止する決定は、危機によって生じた債務の支払いを需要家間で公平に行うという課題と、需要家の選択権を確保するという課題のどちらを優

先するののかという論点を含んでおり、CPUCの決定も3対2と割れている。一方、DWRによる債券発行計画が承認されなかったことは、債券発行に関する法律案の承認問題なども含め、知事と議会、さらにCPUCとの関係をさらに複雑なものにするだけでなく、PG&EやSCEの再建策にも影響を与えることが予想される。これらの点についても、機会があれば報告したい。

なお、本稿は、2001年10月12日時点で得られた資料をもとに、2001年10月15日に執筆したものである。

#### 【参考引用文献】

- [1] Pacific Gas & Electric: "Plan of Reorganizing under Chapter 11 of the Bankruptcy Code for Pacific Gas and Electric Company", Sep. 20, 2001
- [2] Pacific Gas & Electric: "PG&E's Plan of Reorganization - Myths vs. Facts", News Release, Oct. 9, 2001
- [3] Peyton, Carrie: "PG&E may need to share assets' worth", Sacramento Bee, Sep. 29, 2001
- [4] Gaudette, Karen: "Creditors, PG&E meet to set hearings on reorganization plan", Associated Press, Oct. 9, 2001
- [5] CPUC: "PUC and Edison Settle Federal Litigation to Maintain Utility Service Without Raising Rates", News Advisory, Oct. 2, 2001
- [6] Kasler, Dale: "Judge Oks rescue plan for Edison", Sacramento Bee, Oct. 6, 2001
- [7] Peyton, Carrie: "Edison pact could point way for PG&E", Sacramento Bee, Oct. 12, 2001
- [8] FTCR: "Federal Court Rubber Stamps Secret Bailout Deal", News Release, Oct. 5, 2001
- [9] (Editorial): "A workable proposal", Sacramento Bee, Oct. 4, 2001

( まるやま まさひろ )  
電力中央研究所 経済社会研究所